

令和3年12月21日

令和3年度第9回教育委員会定例会会議録

鹿児島県教育委員会

令和3年度第9回教育委員会定例会会議録

日時 令和3年12月21日（火）
14時00分～16時15分

場所 教育委員会室

出席者

東 條 教 育 長	森	副	教	育	長	兼	生	徒	指	導	総	括	長
島 津 委 員	堀	教	育	次	長	兼	総	務	福	利	課	長	
今 村 委 員	野	教	職	務	校	教	員	育	課	課	長		
原 之 園 委 員	加	義	高	保	健	体	教	育	課	長			
堀 江 委 員	黒	社	務	教	育	課	特	支	援	教	育	室	長
馬 場 委 員	窪	義	務	教	育	課	福	利	課	企	画	監	
	大	総	職	員	課	人	事	管	理	管	理	監	
	中	教	職	員	課	人	事	管	理	管	理	監	
	下	教	職	員	課	人	事	管	理	管	理	監	
	徳	義	務	教	育	課	生	徒	指	導	長	補	
	福	兼	務	福	利	課							
	兼	廣	務	福	利	課							

議 決 事 項

件 名	提 案 理 由	審議の状況	採決の次第
<p>議案第1号 鹿児島県教育委員会関係職員服務規程及び鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について</p>	<p>県教育委員会の常勤及び非常勤職員について、国家公務員と同様に「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置」を講ずるため、所要の改正を行おうとするものである。</p>	<p>特記事項なし</p>	<p>決 定</p>
<p>議案第2号 学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について</p>	<p>不妊治療のために使用できる休暇を新設すること等に伴い、所要の改正を行おうとするものである。</p>	<p>特記事項なし</p>	<p>決 定</p>
<p>議案第3号 押印を求める手続の見直しのための関係規則の整理に関する規則の制定について</p>	<p>押印を求める手続を見直し、押印を不要とするため、関係する規則の改正を行おうとするものである。</p>	<p>特記事項なし</p>	<p>決 定</p>
<p>議案第4号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p>	<p>押印を求める手続を見直し、押印を不要とすること及び性別欄の廃止のため、所要の改正を行おうとするものである。</p>	<p>特記事項なし</p>	<p>決 定</p>
<p>議案第5号 鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p>	<p>へき地教育振興法施行規則第13条の規定に基づき、へき地学校等の指定の見直しを行うため、所要の改正を行おうとするものである。</p>	<p>特記事項なし</p>	<p>決 定</p>
<p>議案第6号 市町村立学校長の任命について</p>	<p>校長の死亡退職に伴い後任発令をしようとするものである。</p>	<p>特記事項なし</p>	<p>決 定</p>

件名	提案理由	審議の状況	採決の次第
<p>議案第7号 学校職員の懲戒処分について</p>	<p>学校職員の非違行為について、教育公務員としての責任を問おうとするものである。</p>	<p>特記事項なし</p>	<p>決定</p>
<p>議案第8号 令和3年度鹿児島県学校保健、学校安全、学校体育及び学校給食表彰に係る優良学校等の決定について</p>	<p>令和3年度鹿児島県学校保健、学校安全、学校体育及び学校給食表彰に係る優良学校等の決定をしようとするものである。</p>	<p>特記事項なし</p>	<p>決定</p>

会 議 要 旨

1 開会

2 会議の公開等について

議案第6号，議案第7号，議案第8号，及びその他（4）については，非公開で審議する旨教育長から発議があり，全会一致で議決された。

3 令和3年度第8回教育委員会定例会の会議録について

令和3年度第8回教育委員会定例会の会議録について，承認する旨教育長から発議があり，全会一致で議決された。

4 議案

議案第1号 鹿児島県教育委員会関係職員服務規程及び鹿児島県教育委員会非常勤職員の勤務時間，休暇等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

- － 県教育委員会の常勤及び非常勤職員について，国家公務員と同様に「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置」を講ずるため，所要の改正を行おうとすることについて －

〈教育次長兼総務福利課長が資料に沿って説明〉

〈質疑なし〉

〈議決〉

(教育長) 異議がないので，議案第1号は原案のとおり議決する。

議案第2号 学校職員の休暇の取扱いに関する規則の一部を改正する規則の制定について

- － 不妊治療のために使用できる休暇を新設すること等に伴い，所要の改正を行おうとすることについて －

議案第3号 押印を求める手続の見直しのための関係規則の整理に関する規則の制定について

- － 押印を求める手続を見直し，押印を不要とするため，関係する規則の改正を行おうとすることについて －

議案第4号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について

- － 押印を求める手続を見直し，押印を不要とすること及び性別欄の廃止のため，所要の改正を行おうとすることについて －

〈教職員課長が資料に沿って一括説明〉

〈質疑〉

(島津委員) 押印の廃止が業務の簡素化とイコールかという点，そうならない場合もある。例えば，資料中の「校長印」を廃止する改正につ

いては、校長がサインする必要が生じるが、この部分については、押印でもサインでも、どちらでも認めるような規定になっているのか。

(教職員課長) 御指摘の部分については、押印又は署名のどちらでも選択できるような形で、各学校には説明をしたいと思っている。

(島津委員) 押印又は署名をどちらでも認めるということは、口頭で伝える形になるのか。条文にそのような記載はされていないのか。

(教職員課長) 特に記載されているものはないと思うので、校長会などでお知らせしたい。

(島津委員) 口頭で説明する形を取ると曖昧になるため、条文等で明確にする形が良いと思う。基本的には、署名をして、更に押印する行為が手間であるため、署名すれば押印を不要にするという意味での手続きの簡素化であると思う。今まで押印のみで可としていたものまで変えてしまうと煩雑になるのではないか。

(馬場委員) 「校長印」の部分から単に「印」を除くと「校長」となってしまう。「本人承認印」の場合は、「印」を削除しても「本人承認」ということで意味が分かるが、今回の改正内容は意味が分かりにくくなるのではないか。今回の改正部分は「校長承認」や「校長確認」のような意味を持っているのか。

(教職員課長) 御指摘の部分については、「校長承認」の意味を持つ部分だと思うが、他の様式と統一した形での改正となっている。委員の分かりにくくなるという御意見を踏まえ、校長等に説明してまいりたい。

(馬場委員) 「印」を除いて「校長」としてしまいうよりも、分かりやすさを考えて、「校長承認」や「校長確認」とする方が良いのではないか。押印廃止に伴い「印」を削除しているのだと思うが、「印」だけ取ってしまうと、分かりにくくなってしまおうと思う。

(副教育長) 今回改正される様式の前に条文の規定があるが、その中には、「別記第1号様式を用いて、校長の承認を得る」というような文言が記載されている。条文と様式を合わせれば、法令上、校長に承認を得ることが分かるような形になっている。御指摘のように様式だけを見ると分かりにくくなってしまおう部分もあると思うので、分かりにくい部分については、通知などで補足をしてまいりたい。

〈質疑終了〉

〈議案第2号について議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第2号は原案のとおり議決する。

〈議案第3号について議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第3号は原案のとおり議決する。

〈議案第4号について議決〉

(教育長) 異議がないので、議案第4号は原案のとおり議決する。

議案第5号 鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

一 へき地教育振興法施行規則第13条の規定に基づき、へき地学校等の指定の見直しを行うため、所要の改正を行おうとすることについて 一

〈教職員課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(島津委員) へき地級地の変動により、手当以外の部分、例えば学校の設置基準や距離、教職員数等に影響はないのか。あるいは、へき地ということで何か特別な支援がされることはないのか。

(教職員課長) 手当以外の部分で影響はない。

(原之園委員) へき地級地の変動の理由について、具体的な基準は設けられているのか。例えば、教員数については前年度から10%減少した場合、バスの便数については3便以上減便された場合というような具体的な基準があれば分かりやすいと思う。

(教職員課長) へき地級地の算定基準についてであるが、教員数については一定数からの増減を点数化して算定している。バスの便数については、例えば、減便により病院や郵便局等への移動に影響がある場合は、国の基準を基に点数化する形となっている。

(原之園委員) 計算式のようなものに当てはめて、点数化し、基準と適合させたところ、今回の変動に繋がったという理解でよいか。

(教職員課長) 距離的な部分である基準点数と教員数や図書館、博物館までの距離などの調整点数の2つを合わせて点数を出し、へき地級地の変更を行おうとするところである。

(教育長) 教員数の減について、何人減少した場合に何点という具体的な算定上の数値を示すことはできないか。

(教職員課長) 教員数については、教員数が5人以下の場合は点数の加点を行う。すなわち、へき地の基準点数が上がることになっている。

(堀江委員) 国の基準に基づいていることは理解しているが、この規則の趣

旨が、へき地に勤務する教職員の精神的及び経済的な負担並びに生活の不便さを考慮するものである。

へき地の学校に赴任しても、学区内に居住されないこともあると思うが、学区内に居住している教職員と同様に、決められた支給率で手当が支給されるのは、かなり優遇されていると思われるのではないかと少し心配している。

国の基準に基づき、国から予算が配分されると思うが、規則の基となるへき地教育振興法はいつ制定されたものなのか。これだけ情報網や交通網が発達し、さらに本県はへき地が多い中で、それなりの予算が必要だということを考えると、現在の基準が適切かどうかということについては疑問に思うが、算定基準等の見直しは検討していないのか。

(副教育長) へき地手当はへき地に勤務する教職員に対する経済的、精神的な負担等に対処することを目的とした手当であるが、同様の手当が本県の知事部局の職員や国家公務員についても支給されている。金額については様々だが、へき地の程度に応じて、支給される手当の額が異なる。そして、実際居住するかどうかは別にして支給する仕組みになっている。教員に限らず、公務員全体に共通する手当として設けられているものである。

へき地級地の算定基準については、これまでも数回見直しが行われている。委員御指摘の交通網の発達等については、議論されているが、具体的な検討がなされている状況にはない。これは公務員全体に共通する手当であるので、国等の議論を注視しながら検討する必要がある。

(教職員課長) へき地教育振興法は昭和29年に制定され、その後、昭和45年に準へき地等の追加があった。

(堀江委員) 昭和29年ということは、やはりかなり古い規程であることが分かった。他の公務員も同様の手当があるということであれば、この手当の予算は、税金で賄われているので、なおさら見直しを検討していく必要があるのではないかと。今後、基準や支給額等の見直しを行い、見直した分の予算を教育の質を向上させるための予算等に活用すると良いのではないかと。思う。

(副教育長) へき地手当は法律に基づく手当であるので、我々が直接検討することは難しい。三島村や十島村のような離島であれば、ほとんどの教職員が実際に住んで、生活の不便を感じていると思う。そのような面でバランスのとれた議論が国においてされると思うので、しっかりと注視してまいりたい。

(質疑終了)

(議決)

(教育長) 異議がないので、議案第5号は原案のとおり議決する。

5 その他

(1) 令和3年第4回県議会定例会の状況について

－ 令和3年第4回県議会定例会における主な質疑事項等について －

〈副教育長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

- (島津委員) 教育のデジタル化の関連で、県域共有ドメインで、個人が小学校から高校までずっと同じアカウントを使うということであるが、セキュリティ管理については、かなり厳しく管理しなければ、個人情報が出てしまう可能性がある。その点については、どのように考えているのか。
- (義務教育課長) 御指摘のとおりセキュリティ管理は非常に重要である。一方で、県全体で同じアカウントを使うことで、一律でフィルタリングを掛けるような管理ができやすくなるという利点もある。
- (高校教育課長) 県立高校については、アカウントを割り振る際に初期パスワードを設定することになるが、初回ログイン時に生徒自身がパスワードを再設定することにより、第三者によるなりすましを防ぐことができる。
- また、県立高校については、端末を生徒2人に1台という形で整理しているが、端末の持ち帰りを認めている学校もある。県教委として、クラウド利用やフィルタリング設定に関する通知を发出し、学校は貸し出す際には、フィルタリングの設定を行ってから貸し出すことになっている。
- 県域共有ドメインにより、小学校、中学校、高校で1つのアカウントを使うことで、生徒が高校に進学した際に、学習ログという学習履歴を教員が確認して、生徒がこれまで学んだ内容を理解できるようになる。そのような利点を最大限に生かしながら、セキュリティー等にも十分配慮し、うまく活用してまいりたい。
- (島津委員) アカウントを一本化できるということは非常に便利である一方で、セキュリティーレベルで考えると、破られないシステムはないので、その点は十分な注意をした上で活用していただきたい。
- (今村委員) 特別支援教育に関する部分について、今回の第4回県議会で、公明党と自民党の議員がそれぞれ質問されて、教育委員会としても答弁していると思うが、発達障害をどの程度までと捉えるか、もう少し整理する必要があると思う。
- 発達障害については、本当の意味での重度の方は全体の2%程度であり、そのような子供については、医療機関とうまく情報連携を取り、対応できていると考えている。一方で、子ども総合療育センターの外岡先生が問題にされているのは、発達障害の程度について、いわゆる「気になる程度」の子供の割合が、約10%を超えているということである。このような子供たちについては、幼稚園や保育園の段階で障害が気になるということで、保護者の方がいろいろな機関に相談をした結果、特別支援学校又は小学校の特別支援学級や普通学級に入学することもある。そういったこ

とが本県はうまくできている方だとは思いますが、療育センターがくらし保健福祉部の所管ということで、もう少し教育と医療との連携を強化しなければならないと思う。特別支援教育の問題が大きくなっている中で、教育と医療が連携することで、できることがあるのではないかと。

このような子供たちは、生まれたときに障害を持っているが、幼稚園や保育園に入ってから、明らかになる場合が多い。また、小学校、中学校は市町村レベルであるので、ある程度は連携ができるかもしれないが、中学校から高校に進学する時点で、教育と福祉部門との連携が切れてしまう場合がある。さらに、高校から大学への進学時点で、大学入試のペーパーテストでは、とても優秀で、大学に合格するが、大学入学時にいわゆる「大人の発達障害」が分かるということがある。このような問題について、教育の場面でも、医療で言うところの「かかりつけ医」のような、乳幼児期から大人まで診ることができるような仕組みが必要であると思う。

しかし、教育委員会で行うのは、学校教育を受けている間の支援になったり、くらし保健福祉部では、教育で行う部分に関しては所管ではないということで、縦割りになってしまふことが多いと聞く。

桜丘養護学校の跡地に関しては、療育センターを所管するくらし保健福祉部の管轄であるが、療育センターの在り方について、教育委員会も一定の役割を担ってほしいと思っている。

個人的には、絶対に安易な医療モデルにしてはいけないと思う。これは外岡先生とも一致した意見であるが、いわゆる、後は医者任せればよいというやり方では、絶対にうまくいかないと思っている。ポイントになるのは治療ではなく、生活支援という非医療の部分であるので、生活支援モデルをしっかりと実施できるような仕組みを作る必要がある。

先ほどお話しした重度の2%程度の方に関しては、どうしても医療モデルでケアをしなければならない部分もあるが、多くの方々は少し医療が携わることがあったとしても、医療モデルに入れてしまうと、その方自身が不幸になると思う。統合失調症の方に対するケアの例もあるが、そのような形にしてはいけない。

療育センターの跡地利用に関しては、できるだけよく研究して、くらし保健福祉部との連携を検討してほしい。

〈質疑終了〉

(2) 学校における業務改善アクションプラン令和3年度第1回フォローアップ調査結果について

- ー 学校における業務改善アクションプラン令和3年度第1回フォローアップ調査の目的、結果の概要等について ー

〈教職員課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(島津委員) 今回のフォローアップ調査結果を見ると、大方は改善されてい

と思うが、個別に見るとかなり課題があるように感じる。中でも、正規の勤務時間を超える勤務を45時間以内とする最終目標の達成状況は、なかなか厳しい状況である。特に、100時間超という方が中学校で2.4%いるが、これは6か月平均で100時間を超えているという理解でよろしいか。

(教職員課長) 今回の調査では、100時間超が全体で1%となっているが、月ごとに100時間を超えた職員をチェックしているので、毎回同じ職員が100時間を超えて勤務しているということではない。

(島津委員) 1人の方が連続して100時間勤務したということではないことは理解した。しかし、100時間を超えて勤務した方が、全体で1%、中学校で2.4%ということなので、超過勤務が多い方がまだかなりいらっしゃるということだと思う。

重点取組2の学校運営協議会等で外部の協力を得る部分については、まだ、半分にも満たないということが課題としてあると思う。

業務改善アクションプランの最終目標は、何度も申し上げているが、教育の質の向上、そして、教員としてのやりがいの向上であると思う。その視点で見たときに、「授業準備の効率化と時間確保」という部分が59%となっているが、効率化がうまく図れていると感じると、教員としては、やりがいを感じているのではないかと思うので、その部分がなかなかうまく進んでいないという点が課題であると思う。

今年度が最終年度ということで、次年度以降にどのような形でこの評価を見ていくかという部分があるが、最終目的である教員としてのやりがいや教育の質の向上について、目に見えるような形で評価できるような取組がなされると、本当の意味での業務改善が実現したということに繋がるのではないかと思った。

(教職員課長) 校種ごとに100時間を超えた職員の状況であるが、事務所や学校に聞き取りをしたところ、小学校では授業の準備、中学校では部活動や生徒指導、高校では部活動や進路指導などの理由が挙げられている。そのような点を踏まえ、関係機関と連携を取りながら、業務改善を進めてまいりたい。

御質問の重点取組について、唯一マイナスとなっていたため、聞き取りを行ったところ、校種については小・中学校が中心で、高校や特別支援学校も取り組んでいるが、なかなか割合的に増えていない状況である。小・中学校について、今回、割合が下がった理由を聞いたところ、例年と同様に、一定数の学校ボランティアの登録者はいたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、運用を控えているということで、割合が下がったということである。

教職員のやりがいの部分については、御指摘のとおり、重点取組3の授業準備の効率化の部分がやりがいに繋がると考えている。この点については、かごしま学力向上支援Webシステムや県総合教育センターのウェブサイト等の活用がうまく進んでいるようである。実際に、前回調査と比べて、全ての校種で、少しずつで

はあるが、割合が上がっているので、引き続き取組を進めてまいりたい。

アクションプランの最終年度ということだが、これまでのフォローアップ調査結果や様々な方針の策定、タイムカードの設置等も進めており、それらをよく踏まえながら、取扱いを検討してまいりたい。

(原之園委員) 昨年から今年にかけて、コロナの影響が非常に大きかったと思う。特に、学校では、先生方がコロナ対応に追われて、例年と異なり、できなかったことも多いと思うが、コロナの影響についてはどのように考えているか。

先生方の業務改善のために、県教委でAIの導入はできないのか。例えば、簡単なチェック業務などはAIでもできるのではないか。それに伴い、空いた時間を子供たちの面談などに使うことができるのではないかと思う。

(教職員課長) コロナの影響については、一昨年末は警戒期間や臨時休校等で部活動等の放課後の指導がなかったが、昨年度末は通常通り指導ができるようになったため、正規の勤務時間の45時間以上を超えた割合が少し多くなったのではないかと思う。今年の9月だけを抽出して見ると、一昨年及び昨年と比べて、どの校種でも改善が見られるので、徐々に業務改善が進んでいるものと思われる。

(馬場委員) 子供を学校に預ける立場としては、良い環境に預けたいと思っている。先生方がプライベートも大事にして、やりがいを持って生き生きと働けることは、子供たちに直結することだと思う。子供たちのためにも、先生方の働き方の改善を継続して行っていただきたい。

〈質疑終了〉

(3) 令和3年度鹿児島県産業教育審議会の報告について

— 令和3年度鹿児島県産業教育審議会の開催結果について —

〈高校教育課長が資料に沿って説明〉

〈質疑〉

(島津委員) 審議会では、委員の方々から多種多様な意見が出され、盛り沢山な内容となっていたが、時間的に少し足りなかったと思った。

委員共通の意見で、地元の子供たちに地元のことをよく知ってもらうことが、地域を支える人材育成に繋がるのではないかということだったので、その点をより工夫する必要があるのではないかという印象を持った。学校側でも工夫した取組をいろいろと行っていると言われると思うが、地域の企業や現場は、それ以上に進んだことを行っていて、学校が知らないことが意外とある。そういう意味で、子供たちを指導されている専門高校の教員の方にこそ、地元のことを学んでほしい。いろいろな先進的な取組をしている企業があるので、そのようなことを知ってもらうことが、

子供たちに地元のことをよく知ってもらうことに繋がると感じた。

〈質疑終了〉

6 議案

議案第6号 市町村立学校長の任命について

(非公開)

議案第7号 学校職員の懲戒処分について

(非公開)

議案第8号 令和3年度鹿児島県学校保健，学校安全，学校体育及び学校給食表彰に係る優良学校等の決定について

(非公開)

7 その他

(4) 令和4年度「子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）」に対する文部科学大臣表彰の被表彰候補者の推薦について

(非公開)

8 閉会